

役員報酬規程

社会福祉法人よさのうみ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よさのうみ会役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席交通費等)

第3条 理事、監事及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、交通費を支払うことができる。

交通費は、旅費規程に定めた額で支給する。

(役員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設、事業所の運営のための業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	業務報酬時間額
理事長業務報酬等	2,000円

2 交通費は、旅費規程に定めた額で支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	業務報酬時間額
監事監査指導報酬等	3,000円

2 交通費は、旅費規程に定めた額で支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカードの作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2016年4月1日より適用する。

2017年6月16日開催の定時評議員会で第9条改正を承認